

OTオフィス・Wi-Fi サービス利用規約 (AP レンタルタイプ)

第1章 総則

第1条 (本規約の目的)

OTNet株式会社(以下、「当社」といいます。))は、Wi-Fi サービス利用規約(以下「本規約」といいます。))を定め、これにより「OT オフィス・Wi-Fi」(以下、「本サービス」といいます。))を提供します。但し、別段の合意がある場合は、その合意に基づく料金その他の提供条件によります。

第2条 (本規約の適用、変更)

当社は、本規約(別記および料金表を含みます。))の全部又は一部を、契約者の承諾を得ることなく変更又は廃止することがあります。この場合には、料金その他の提供条件は、変更後の規約によります。尚、当社は、本規約を変更又は廃止する場合は、電子メールその他当社が適切と判断する方法により、契約者に事前に通知を行うこととします。

第3条 (用語の定義)

本規約(別記および料金表を含みます。))においては、次の用語はそれぞれ次の意味で使用します。

用語	用語の意味
本契約	当社から本サービスの提供を受けるための契約
申込者	本規約を承諾したうえで申込みを行い、当社が審査対象とする者
契約者	当社と本契約を締結している者
利用端末	利用者が本サービスを利用するために使用する、Wi-Fi規格に対応した端末
Wi-Fi(ワイファイ)	業界団体(Wi-Fi Alliance)によって定められた、Wi-Fiアクセスポイントや利用端末を相互に無線で通信するための規格
Wi-Fi アクセスポイント(以下、「AP」といいます。))	利用端末を相互に接続し、他のネットワーク(有線 LAN 等)に接続する無線装置
インターネット接続回線	インターネットに接続するための回線
インターネットサービスプロバイダー	インターネット接続回線を提供する事業者
SSID 名	公衆無線 LAN サービスを利用する際に、利用者が接続するネットワークを識別するための識別子の名称
Wi-Fi クラウド	AP の設定等を保有し、契約者の通信環境をリアルタイムに管理している装置
当社の提携事業者	株式会社ワイヤ・アンド・ワイヤレス 東京都中央区銀座六丁目2番1号 代表取締役社長 向吉 智樹

第2章 本サービスの提供

第4条 (本サービスの提供範囲)

当社は、契約者に対し、AP 等を提供し、本サービス提供にかかる運営およびサポートを行います。
尚、当社は本サービスの一部を第三者に委託することがあります。

第5条 (提供区域)

本サービスは、日本国内のインターネット通信が利用可能な区域において提供します。

第3章 契約

第6条 (契約の単位)

当社は、1のAP 等ごとに1の本契約を締結します。

第7条 (利用期間)

本契約には、料金表に定める通りAP 等ごとに最低利用期間を設定します。
2 契約者は、前項の最低利用期間内に本契約の解約があった場合は、当社が定める期日までに、料金表に定める解約金を支払っていただきます。

第8条 (契約申込の方法)

申込者は、本サービスの申込に関して、本規約の内容を承諾した上で、次に掲げる事項を当社の指定する申込書等に記載し、所定の手続きに従って

契約事務を行う本サービス取扱所に申し出ていただきます。

- (1) 契約者名義
 - (2) 契約者住所
 - (3) 設置場所名
 - (4) 設置場所住所
 - (5) 担当者名
 - (6) 設置場所担当者連絡先電話番号、メールアドレス
 - (7) その他申込の内容を特定するための事項
- 尚、(5)から(6)までの事項は契約者以外が料金等に関するやり取りを行う場合のみ記載する必要があります。

第9条 (契約申込の承諾)

当社は、本サービスの申込みがあったときは、当社所定の審査を行い、承諾する場合は、電子メールその他当社が適切と判断する方法により申込者に通知します。当社からの通知をもって本契約が成立するものとし、当該通知に記載される日付から本契約が効力を発し、契約者は本サービスの提供を受けることができるものとします。

- 2 当社は前項の規定にかかわらず、次の場合には、その本サービスの申込みを承諾しないことがあります。
 - (1) 本サービスを提供することが技術上著しく困難なとき
 - (2) 本契約の申込みをした者が本サービスの料金又は工事に関する費用の支払いを怠り、又は怠るおそれがあるとき
 - (3) 申込みの際に虚偽の事項を申告したとき
 - (4) その他当社の業務遂行上著しく支障があるとき
- 3 当社が、前2項の規定により申込を承諾した後に、申込者が前項各号のいずれかの場合に該当することが判明した場合には、当社はその承諾を取り消すことができます。

第10条 (契約内容の変更)

契約者は、第8条(契約申込の方法)に定められた通りに申込みを行った後で内容に変更が生じた場合、当社の指定する様式により遅滞なく申し出ていただきます。この場合、当社は第9条(契約申込の承諾)の規定に準じて取り扱います。

- 2 前項に定める変更があったにもかかわらず本サービス取扱所に申し出がないときは、当社に届け出を受けている氏名、名称、住所若しくは居所または請求書送付先への郵送等の通知をもって、当社からの通知を行ったものとみなします。
- 3 第1項の届出があったときは、当社は、その届け出があった事実を証明する書類を提示していただくことがあります。

第11条 (権利の譲渡の禁止)

本契約に基づく本サービスの提供を受ける権利は契約者のみに帰属するものであり、契約者は、第12条(契約者の地位の承継)で定める場合を除き、本サービスの提供を受ける権利を第三者に譲渡、承継、売買、又は質権の設定その他担保に供すること等をしてはならないものとします。

第12条 (契約者の地位の承継)

相続又は法人の合併若しくは分割により契約者の地位の承継があったときは、相続人又は合併後存続する法人、合併若しくは分割により設立された法人若しくは分割により営業を承継する法人は、当社所定の書面にこれを証明する書類を添えて本サービス取扱所に届け出ていただきます。

- 2 前項の場合に、地位を承継した者が2人以上あるときは、そのうちの1人を当社に対する代表者と定め、これを届け出ていただきます。これを変更したときも同様とします。
- 3 当社は、前項の規定による代表者の届出があるまでの間、その地位を承継した者のうちの1人を代表者として取り扱います。
- 4 本条第1項又は第3項の手続きがなされない期間においては、本サービスの提供を行わないことがあります。

第13条 (AP 等設置場所の提供等)

当社が提供するAP 等を設置するために必要な場所及び電気(電源供給に掛かる設備使用に関する権利を含む)は、契約者から無償にて提供していただきます。

第14条 (AP 等設置場所の移転)

当社は、契約者から要請があったときは、AP 等の設置場所の変更等の手続きを受け付けます。尚、この場合のAP 等は契約者が移転先に持参し、設置することとします。
2. 設置場所変更に伴い、契約者が所有又は専有する土地、建物その他の工作物の復旧を要する場合の費用は契約者が負担するものとします。

第15条 （本サービスにおける各種設定の変更）

契約者が、提供中の本サービスにおける各種設定の変更を希望する場合、当社の指定する申込書等に記載し、所定の手続きに従って契約事務を行う本サービス取扱所に申し出ていただきます。尚、設定変更の対応に要する期間については当社と契約者協議のうえ決定するものとする。

第16条 （契約者が行う解約）

契約者は、本契約を解約しようとするとき、あらかじめ本サービス取扱所に当社所定の方法により申し出ていただきます。なお、当社は本契約者が申し出た解約希望日をもって本サービスの解約日とします。ただし、契約者が申し出る解約希望日が、当社に当該申し出が到達する日の前日までの日付である場合には、当該到達日を解約日とします。

- 2 前項の規定により、契約者が本契約を解約しようとするときは、契約者は、当社に帰する AP 等の資産等を当社へ返却いただきます。この場合、AP 等の撤去は契約者が自らの費用と責任において実施するものとし、当社に対して原状回復にかかる費用を求めないこととする。なお、撤去後の AP 等は契約者の費用と責任において当社の指定する場所に返却するものとします。
- 3 契約者による解約の申し出が、当社の提携事業者による AP 発送の1営業日前までに当社の提携事業者に到達した場合には、料金表に定める最低利用期間内解約料を支払うことなく、個別契約を解約できるものとなります。ただし、この場合において、契約者は料金表に定める違約金を当社に支払うものとします。
- 4 当社は、前項に従って個別契約が解約される場合には、当該個別契約の解約日の属する月の翌月第5営業日までに、契約者に対して料金表に定める違約金の請求書を発行し、契約者は請求書を受領した当月末までに、当社の指定する銀行口座に振り込み支払うものとします。なお、振込手数料は契約者の負担とします。

第17条 （当社が行う解除）

当社は、次の場合には、あらかじめ契約者に通知した後に、本契約を解除することがあります。また、本条本項の第3号に該当する場合には、事前の契約者への通知をすることなく本契約を解除できるものとします。

- (1) 第22条(提供停止)の規定により本サービスの提供を停止された契約者が、なおその事実を解消しないとき
- (2) 第20条(本サービスの終了)第1項に該当するとき
- (3) 契約者に次に定める事由のいずれかが発生したとき
 - (ア) 支払い停止状態に陥った場合、又は財産状態が悪化し若しくはそのおそれがあると認められる相当の理由がある場合
 - (イ) 手形交換所の取引停止処分を受けた場合
 - (ウ) 差押、仮差押、仮処分、競売、租税滞納処分の申立を受けた場合
 - (エ) 破産、民事再生手続開始、会社更生手続開始、若しくは特別清算開始の申立を受け、又は自ら申立をした場合
- 2 前項の規定により、当社が本契約を解除しようとするときは、契約者は、当社に帰する AP 等の資産等を当社へ返却いただきます。この場合、AP 等の撤去は契約者が自らの費用と責任において実施するものとし、当社に対して原状回復にかかる費用を求めないこととする。なお、撤去後の AP 等は契約者の費用と責任において当社の指定する場所に返却するものとします。

第4章 禁止行為

第18条 （営業活動の禁止）

契約者は、本サービスを使用して、有償、無償を問わず、営業活動、営利を目的として利用、付加価値サービスの提供またはその準備を目的とした利用をすることができないこととする。

第19条 （著作権等）

本サービスにおいて当社が契約者に提供する一切の物品等および本サービス提供のために使用する一切の物品等に関する著作権および特許権、商標権、並びにノウハウ等の一切の知的所有権は、当社、または、本サービスを提供する上で、Wi-Fiクラウドの仕様を当社に対して許可する者に帰属するものとします。

- 2 契約者は、前項の物品等を以下の通り取り扱っていただきます。
 - (1) 本サービスの利用目的以外に使用しないこと。
 - (2) 複製・改変・編集等を行わず、また、リバースエンジニアリング、逆コンパイル又は逆アセンブルを行わないこと。
 - (3) 営利目的有無を問わず、第三者に貸与・譲渡・担保設定等しないこと。
 - (4) 当社または本サービスの提供に不可欠なクラウド Wi-Fi の使用を当社に対して許可する者が表示した著作権表示等を削除または変更しないこと。

第5章 提供中止等

第20条 （本サービスの終了）

当社は、本サービスを継続かつ安定的に提供することが著しく困難な場合は、本サービスの提供を終了することがあります。

- 2 前項の規定により、当社が本サービスの提供を終了し、本サービスの提供の終了に伴い本契約を解約する場合は、当社が適切と判断する方法によりその旨の周知を行います。また、あらかじめその理由、本サービスの提供を終了する日を契約者に通知し、当該終了日をもって本契約の解約日とします。
- 3 当社は、6ヶ月の予告期間を置いて、本契約を終了させることができるものとします。但し、緊急やむを得ない場合は、この限りではありません。

第21条 （提供中止）

当社は、当社が本サービスの運用を中止することが望ましいと判断した場合には、本サービスの提供を中止することがあります。

- 2 当社は、前項の規定により本サービスの提供を中止するときは、あらかじめ当社が適切と判断する方法によりその旨の周知を行います。但し、緊急やむを得ない場合は、この限りではありません。

第22条 （提供停止）

当社は、契約者が次のいずれかに該当する場合には、本サービスの提供を停止することがあります。

- (1) 料金その他債務について、支払期日を経過してもなお支払わないとき(料金その他の債務に係る債権について、第32条(債権の譲渡)の規定により同条に規定する請求事業者に譲渡することとなった場合は、その請求事業者に支払わないときとします。)
- (2) 契約者が当社と契約を締結している又は締結していた他のサービス等に係る料金その他の債務について、支払期日を経過してもなお支払わないとき(料金その他の債務に係る債権について、第32条(債権の譲渡)の規定により同条に規定する請求事業者に譲渡することとなった場合は、その請求事業者に支払わないときとします。)
- (3) 当社の名誉若しくは信用を毀損したとき
- (4) 第18条(営業活動の禁止)、第19条(著作権等)及び第37条(契約者の義務)の規定に違反したとき
- (5) 契約者が過度に頻繁に問合せ、訪問の要請等を実施し又は本サービスの提供に係る時間を故意に延伸し当社の業務の遂行に支障を及ぼしたとき、当社が判断したとき
- (6) 当社の業務の遂行に支障を及ぼし、又は及ぼすおそれがある行為をしたとき
- (7) 当社に損害をあたえたとき
- 2 当社は、前項の規定により本サービスの提供停止をするときは、当社からあらかじめその理由、提供停止をする日及び期間を契約者に通知します。但し、緊急やむを得ない場合は、この限りではありません。

第23条 （反社会勢力の排除）

契約者は、次のいずれであることを表明し、将来にわたって次のいずれであることを確約します。

- (1) 自己が暴力団(暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号。以下、「暴対法」といいます。))第2条第2号に規定する暴力団をいい、以下同じとします。)、暴力団員(暴対法第2条第6号に規定する暴力団員をいい、以下同じとします。)、暴力団関係法人、総会屋、社会運動標ぼうゴロ、政治活動標ぼうゴロ、特殊知能暴力集団等その他これらに準じる者及びこれらの者と密接な関わりを有する者(以下、併せて「反社会的勢力」といいます。))ではないこと、並びに自己の役員、従業員、関係者等が反社会的勢力の構成員又はその関係者ではないこと。
- (2) 自らの行う事業が、反社会的勢力の支配を受けていないこと。
- (3) 自らの行う事業に関し、反社会的勢力の威力を利用し、財産上の不当な利益を図る目的で反社会的勢力を利用し、又は、反社会的勢力の威力を利用する目的で反社会的勢力に従事させていないこと。
- (4) 自らが反社会的勢力に対して資金を提供し、便宜を供与し、又は不当に優先的に扱うなどの関与をしていないこと。
- (5) 本契約の履行が、反社会的勢力の活動を助長し、又は反社会的勢力の運営に資するものでないこと。
- 2 契約者が前項に違反した場合、当社は、何らの通知又は催告その他の手続きを要せずに、直ちに本契約を解除することができます。また、解除により契約者に損害が生じても、これを賠償する責は負わないものとします。

第6章 料金

第24条 （料金）

当社が提供する本サービスの料金は、料金表に規定する料金とし、当社が提供する本サービスの態様に応じて、月額料金、初期費用、消費税相当額（以下、「料金等」といいます。）を合算したものとします。

- 2 本サービスは当社指定による別サービスと組み合わせての契約利用に対し、セット割引の提供を行います。
- (1) 本サービスと当社指定による別サービスの契約利用開始月より、セット割引を適用します。
- (2) 本サービスと当社指定による別サービスのどちらかを解約した場合、解約月の翌月からセット割引の適用を解除します。

第25条 （料金の支払義務）

- 契約者は、本契約に基づいて、当社が本サービスの提供を開始した日から起算して、その契約の解約又は終了があった日の前日までの期間（提供を開始した日と解約、終了又は廃止があった日が同一である場合は1日間とします。）について、料金表に規定する料金等の支払いを要します。
- 2 前項の期間において、本サービスを利用することができない状態が生じた時の月額料金の支払いは、次によります。
- (1) 契約者は、提供停止期間中でも月額料金の支払いを要します。
- (2) 前号の規定によるほか、契約者は、次の場合を除き、本サービスを利用できなかった期間中の月額料金の支払を要します。

区分	支払いを要しない料金
1 契約者の責によらない理由により、本サービスを全く利用できない状態(2欄に該当する場合を除きます。)に、そのことを当社が知った時刻から起算して、72時間以上その状態が連続したとき。 (注)AP、Wi-Fiクラウドのいずれかが利用できる状態の場合、契約者は月額利用料の支払いを要します。	そのことを当社が知った時刻以降の利用できなかった時間(24時間の倍数である部分に限ります。)について、24時間ごとに日数を計算し、その日数に対応する本サービスについての月額料金
2 当社または当社の提携事業者の故意又は重大な過失により、本サービスを全く利用できない状態が生じたとき	そのことを当社が知った時刻以降の利用できなかった時間について、その時間に対応する本サービスについての月額料金

3 当社は、支払いを要しないこととされた料金が既に支払われているときは、その料金を返還します。但し、利息は付さないものとします。

第26条 （料金の計算方法）

- 当社は契約者が本契約に基づき支払う料金表に定める料金は料金月(1の暦月の起算日「当社が契約ごとに定める毎暦月の一定の日をいいます。」から次の暦月の起算日の前日までの間をいいます。以下同じとします。)に従って計算します。但し、当社が必要と認めるときは、料金月によらず当社が別に定める期間に従って随時に計算します。
- 2 当社は、当社の業務の遂行上やむを得ない場合は、前項の料金月の起算日を変更することがあります。
- 3 料金の計算は、料金表に規定する税抜額(消費税相当額を加算しない額をいいます。以下同じとします。)により行います。
- 4 解約時の月額料金の取り扱いについては以下のとおりとします。
- (1) 本契約の解約日の属する暦月の月額利用料は月額料金の1ヶ月分に相当する額とします。
- (2) 本サービスの提供開始と解約日が同一の場合は、月額料金の1ヶ月分に相当する額とします。
- (3) 第25条(料金の支払義務)第2項第2号の規定に該当するときは、月額料金からその利用できなかった日数又は時間に対する料金を暦日数により算出して控除します。
- 5 料金表に規定する解約金は、第7条(利用期間)で規定する期間に満たない期間に対する月数に対して定めた金額を乗じて計算します。
- 6 当社は、料金その他の計算において、その計算結果に1円未満の端数が生じた場合は、その端数を切り捨てます。
- 7 当社は、本契約等で別段の規定がある場合を除き、受領した請求金額について返金しないものとします。

第27条 （割増金）

契約者は、料金等その他の債務の支払いを不法に免れた場合は、その免れた額のほか、その免れた額(消費税相当額を加算しない額とします。)の2倍に相当する額に消費税相当額を加算した額を割増金として、当社が別に定める方法により支払うものとします。

第28条 （遅延利息）

契約者は、料金等その他の債務(延滞利息を除きます。)について支払期日を経過してもなお支払いがない場合には、支払期日の翌日から支払いの

日の前日までの期間について、年14.5%の割合で計算して得た額を延滞利息として当社が別に定める方法により支払うものとします。但し、支払期日の翌日から計算して10日以内に支払いがあった場合は、この限りでありません。

第29条 （料金等の支払い）

- 契約者は、料金等について、当社が定める期日までに、当社が指定する金融機関等において支払っていただきます。
- 2 料金等は、支払期日の到来する順序に従ってお支払いください。

第30条 （料金の一括後払い）

当社は、当社に特別の事情がある場合は、2月以上の料金を、当社が指定する期日までに、まとめて支払っていただくことがあります。

第31条 （消費税相当額の加算）

第25条(料金の支払義務)の規定その他本規約の規定により料金表に定める料金等の支払いを要するものとされている額は、料金表に規定する額((税抜価格「消費税相当額を加算しない額とします。」)に基づき計算された額とします。)に消費税相当額を加算した額とします。上記算定方法により、支払いを要することになった額は、料金表に表示された額(税込価格「消費税相当額を加算した額とします。」)の合計と異なる場合があります。

第32条 （債権の譲渡）

契約者は、本規約の規定により支払いを行うこととなった料金を、当社が別に定める事業者(以下、「請求事業者」といいます。)に対し、当社が別に定める場合を除き譲渡することを承認していただきます。この場合において、当社及び請求事業者は、契約者への個別の通知又は譲渡承認の請求を省略するものとします。

第7章 損害賠償

第33条 （責任の制限）

当社は、本サービスを提供すべき場合において、当社または当社の提携事業者の責めに帰すべき理由によりその提供をしなかったときは、その本サービスが全く利用できない状態(AP、Wi-Fi クラウドのいずれかが利用できる状態または、無線特性に起因する事象により利用できない状態の場合は除きます。以下、本条において同じとします。)にあることを当社が知った時刻から起算して、72 時間以上その状態が連続したときに限り、その契約者の損害を本項及び次項に定める範囲で賠償します。また、当社は、本サービスの提供により契約者に損害が生じた場合、当該損害発生の直接の原因である本サービスに係る料金を上限として、契約者に損害賠償責任を負うものとします。また、以下の各号に該当する損害については、当社は一切責任を負いません。

- (1) 契約者が本サービスの利用により第三者に対して与えた損害
- (2) 当社または当社の提携事業者の責に帰することのできない事由から生じた損害
- (3) 当社の予見の有無を問わず特別の事情から生じた損害
- (4) 逸失利益及び第三者からの損害賠償請求に基づいて発生した契約者の損害
- 2 前項の場合において、当社は、本サービスが全く利用できない状態にあることを当社が知った時刻以降のその状態が連続した時間(24時間の倍数である部分に限ります。)に対応する本サービスに係る料金等(月額料金に限ります。)を発生した損害とみなし、その額に限って賠償します。
- 3 当社または当社の提携事業者の故意又は重大な過失により本サービスを提供しなかったときは、前2項の規定は適用しません。

第34条 （契約者の切り分け責任）

- 契約者は、本サービスを利用することができなくなったときは、契約者のインターネット回線や利用端末等に故障のないことを確認のうえ、当社または当社の提携事業者へ調査の請求ができるものとします。
- 2 前項の確認に際して、契約者から請求があったときは、当社は、当社または当社の提携事業者が別に定める方法により試験を行い、その結果を契約者にお知らせします。
- 3 当社は前項の試験により設置された AP 等に故障がないと判定した場合において、契約者の請求により当社または当社の提携事業者の係員を派遣した結果、故障の原因が契約者のインターネット回線や利用端末等によるものであったときは、契約者はその派遣に要した費用を負担するものとします。この場合の契約者の負担額は、派遣に要した費用の額に消費税相当額を加算した額とします。

第35条 （免責事項）

- 1 当社または当社の提携事業者は、契約者からの問合せを遅滞無く受け付けることを保証するものではありません。
- 2 当社は、本サービスの提供をもって、契約者の問題・課題等の特定、

- 解決方法の策定、解決又は解決方法の説明を保証するものではありません。
- 3 本サービスは、メーカー、ソフトウェアハウスおよびクラウドの仕様を当社に対して許可する者が提供する正規サポートを代行するサービスではありません。問合せの内容によっては、問合せの対象となるモバイル端末、ソフトウェア(OS)等をそれぞれ提供するメーカー、ソフトウェアハウス等のホームページを紹介することや、それぞれに対して契約者自身で直接問合せすることを依頼するに留まる場合があります。
- 4 当社または当社の提携事業者は、オペレーターの説明に基づいて契約者が実施した作業、及び実施内容について保証するものではありません。
- 5 当社または当社の提携事業者は、オペレーターの説明に基づいて契約者が実施した作業、オペレーターが遠隔で実施した作業、及び実施に伴い生じる契約者の被害について、一切の責任を負いません。
- 6 契約者が本サービスの利用により第三者(他の契約者を含みます。)に対し損害を与えた場合、契約者は、自己の責任でこれを解決し、当社または当社の提携事業者にいかなる責任も負担させないものとします。
- 7 当社または当社の提携事業者は、第21条(提供中止)、第22条(提供停止)、第20条(本サービスの終了)の規定により本サービスの提供中止、提供停止、利用の制限並びに本サービスの終了に伴い生じる契約者の被害について、一切の責任を負いません。
- 8 サイバーテロ、自然災害、第三者による妨害等、不測の事態を原因として発生した被害については、本規約の規定外の事故であることから、本サービスの提供が困難な不可抗力とみなし、当社または当社の提携事業者は一切責任を負いません。(サイバーテロとは、コンピュータ・ネットワークを通じて各国の国防、治安等を始めとする各種分野のコンピュータ・システムに侵入し、データを破壊、改ざんするなどの手段で国家又は社会の重要な基盤を機能不全に陥れるテロ行為をいいます。)
- 9 当社または当社の提携事業者は、業務の遂行上やむを得ない理由があるときは Wi-Fi サポートセンター受付専用番号を変更することがあります。この場合、当社または当社の提携事業者は、あらかじめそのことを契約者に通知します。
- 10 サポートに関して、契約者の企業名、住所、連絡先電話番号等で契約者であることを特定した後、AP 等に係る設定の追加、修正、解除等を依頼された場合は、契約者からの依頼であるとみなし、当社または当社の提携事業者は設定の追加、修正、解除等に伴い生じる契約者の被害について、一切の責任を負いません。

第8章 個人情報の取扱

第36条 (個人情報の取扱)

- 契約者は、当社または当社の提携事業者、当社の委託により本サービスに関する業務を行う者(以下、「委託会社」といいます。)が、本サービスの提供の過程において個人情報を知り得ることについて、同意していただきます。
- 2 当社または当社の提携事業者は、前項の規定により契約者から知り得た個人情報は、当社または当社の提携事業者各々が別に定める「プライバシーポリシー」に基づき取り扱うものとします。尚、本規約と当該プライバシーポリシーに齟齬がある場合、本規約の定めが優先して適用されるものとします。
- 3 当社または当社の提携事業者及び委託会社は、次の目的の達成に必要な範囲内で個人情報を利用します。尚、契約者が本サービスを解約した後も、必要な範囲で個人情報を利用する場合があります。
- (1) 本サービスの提供
- (2) 契約者からの要請に基づくサポート業務
- (3) 本サービスの品質、機能改善のための情報分析
- (4) 役務・商品等にかかる品質等の改善、新たな役務・商品等の開発
- 4 契約者は、当社または当社の提携事業者が、次の個人情報を利用することに同意していただきます。
- (1) 契約者名義
- (2) 契約者住所
- (3) 設置場所名
- (4) 設置場所住所
- (5) 担当者名
- (6) 設置場所担当者連絡先電話番号、メールアドレス
- (7) その他、前項の目的達成に必要な事項
- 5 当社または当社の提携事業者は、個人情報保護法の規定に基づき、個人情報を当社または当社の提携事業者が業務を委託するほかの事業者に対して提供することがあります。
- 6 契約者は、当社が第32条(債権の譲渡)の規定に基づき請求事業者に債権を譲渡する場合において、当社が料金の請求に必要な契約者の個人情報及び第22条(提供停止)の規定に基づきその本サービスの利用を停止している場合はその内容等、料金の回収のために

必要となる情報を請求事業者に通知する場合があることについて、同意していただきます。

- 7 契約者は、当社が第32条(債権の譲渡)の規定に基づき請求事業者に債権を譲渡する場合において、請求事業者がその本サービスに係る債権に関して料金が支払われた等の情報を当社に通知する場合があることについて、同意していただきます。

第9章 雑則

第37条 (契約者の義務)

契約者は、本サービスの利用を要請するにあたり、次の各号に定める条件を満たしていただきます。但し、契約者が次の条件を満たしている場合であっても、契約者のご利用状況によっては本サービスが提供できない場合があります。

- (1) AP 等がインターネットに接続できる環境であること。
- (2) 契約者自身による本サービスの利用の要請であること。
- 2 前項の規定のほか、契約者は次のことを守っていただきます。
- (1) 当社または当社の提携事業者又は第三者の財産権(知的財産権を含みます。)、プライバシー、名誉、その他の権利を侵害しないこと。
- (2) 本サービスを違法な目的で利用しないこと。
- (3) 本サービスによりアクセス可能な当社または当社の提携事業者又は第三者の情報を改ざん、消去する行為をしないこと。
- (4) 第三者になりすまして本サービスを利用する行為をしないこと。
- (5) 意図的に有害なコンピュータプログラム等を送信しないこと。
- (6) 当社または当社の提携事業者の設備に無権限でアクセスし、又はその利用若しくは運営に支障を与える行為をしないこと。
- (7) 本人の同意を得ることなく、又は詐欺的な手段により第三者の個人情報収集する行為をしないこと。
- (8) 本サービス及びその他当社または当社の提携事業者の事業の運営に支障をきたすおそれのある行為をしないこと。
- (9) 法令、本規約若しくは公序良俗に反する行為、当社または当社の提携事業者若しくは第三者の信用を毀損する行為、又は当社または当社の提携事業者若しくは第三者に不利益を与える行為をしないこと。
- (10) 本サービスに利用するパスワード(暗号化キー)、別記2.(提供する機能)で利用するID、パスワード等の適正な管理に努めること。
- (11) AP 等を当社が貸与した場合には、第三者に譲渡し、転貸し、自己若しくは第三者のための担保として提供し又は使用させないこと。
- (12) AP 等を善良な管理者の注意をもって使用及び保管すること。
- (13) AP 等に故障、滅失又は毀損等が生じたときは、直ちに、その旨を当社に通知し、当社の指示に従うこと。
- (14) その他前各号に該当する恐れのある行為又はこれに類する行為を行わないこと。
- 3 契約者は、前項の規定に違反して AP 等を亡失又は毀損したときは、当社が指定する期日までにその補充、修繕その他の工事等に必要なる費用を支払うものとします。

第38条 (設備等の準備)

契約者は、自己の責任において、本サービスを利用するために必要な、インターネット回線その他の設備を保持し管理するものとします。

- 2 契約者が本サービスを利用するために必要なインターネット回線、インターネットサービスプロバイダーの利用料金は、本サービスの利用料金には含まれません。

第39条 (契約者の当社に対する協力事項)

契約者は、当社が本サービスの提供に必要な協力を求めたときは、当社に対して以下に定める協力を行うものとする。

- (1) 当社の求めに応じたID やパスワード等の入力。
- (2) 当社の求めに応じた本サービス提供のために必要な情報(操作説明書等を含む)の提供。
- (3) モバイル端末等に重要な情報がある場合における、本サービスの提供前の契約者の責任におけるそれらの情報の複製の実施。
- (4) モバイル端末等に機密情報がある場合について、本サービスの提供前の契約者の責任におけるそれらの情報の防護措置または消去の実施。
- (5) その他、本サービスの提供又は設定作業等のために当社が必要と認める事項の実施。

第40条 (承諾の限界)

当社または当社の提携事業者は契約者から工事その他の請求があった場合に、その請求を承諾することが技術的に困難なとき又は保守することが著

しく困難である等本サービスに関する当社または当社の提携事業者の業務の遂行上支障があるときは、その請求を承諾しないことがあります。この場合は、その理由をその請求した者に通知します。但し、本約款その他の規約において別段の定めがある場合には、その定めるところによります。

第41条 （紛争の解決）

本サービスに関連して、契約者と当社または当社の提携事業者との間で紛争が生じた場合には、当該当事者がともに誠意をもって協議するものとします。

第42条 （準拠法）

本規約の成立、効力、解釈及び履行については、日本国法に準拠するものとします。

提供範囲

1.（提供時間）

当社または当社の提携事業者は、年間通じて契約者からの問合せは、土日、祝祭日、年末年始、特別休暇を除く営業日の09:00から17:00まで、当社または当社の提携事業者オペレーターによる、受付及びサポートを提供します。

2.（提供する機能）

本サービスで提供する本サービスの基本機能

提供機能	内容
クラウド型 Wi-Fi	・IEEE802.11 a/b/g/n/ac/ax 規格に対応した Wi-Fi ※当社と契約者間の協議により ac あるいは ax までの提供となります。
マルチ SSID	1台あたり最大8個(ゲストユーザー向け SSID 含む)まで設定できる。
ゲスト向けインターネット接続(ブラウザ認証)	来訪者向けに社内システムへのアクセスを遮断した Wi-Fi インターネットを提供
通信帯域設定	SSID 毎、または、モバイル端末あたりの通信帯域を設定
端末接続数設定	周波数帯あたりの接続できる端末数を設定
MACアドレス認証	モバイル端末の MAC アドレスによる認証
接続ユーザー認証	指定した SSID に予め登録した ID とパスワードを入力した端末のみに Wi-Fi の接続を限定
SSID の表示機能	ステルス(非表示)にすることが可能
電波のスケジュール設定	電波オン・オフのスケジュールを設定
APの初期設定	APの初期設定を当社または当社の提携事業者が事前に設定
カスタマーサポート	・契約者からの問い合わせについて、利用者の端末の Wi-Fi 設定など、利用方法に関するサポート ・AP等故障時は、迅速に交換用のAPを宅配

※詳細は設定申込書を参照してください。

3.（サポート範囲）

各サポートの対応時間は、別記1（提供時間）に定める時間帯とし、契約者からの問合せは、Wi-Fi サポートセンターで受け付けます。

4.（サポートを提供するにあたり取得する情報）

当社は、以下の情報を取得します。なお、本サービスの機能として提供する来訪者向け Wi-Fi インターネットに接続する来訪者情報についても取得します。

- （1） 利用端末の MAC アドレス、機種情報、OS の種別、ブラウザの種類
- （2） 利用端末で利用するアプリケーションとアプリケーションごとの通信時間、通信量、通信先、通信速度の情報

料金表

1. （最低利用期間）

本サービスの提供を行うにあたり、AP 単位で最低利用期間を設定するものとし、最低利用期間は、契約有効期間の定めにかかわらず、利用を開始した月（以下、「サービス開始月」という。）の翌月から12カ月間とする。

2. （料金）（料金は税別）

項目	利用料金
月額料金	Wi-Fi5:3,300 円/台(本体価格) Wi-Fi6:3,500 円/台(本体価格) 月額料金は当社および当社の提携事業者による AP 初期設定完了連絡から10日後の属する月に発生し、支払いを要するが、初月無料とします。
初期費用	なし (但し工事・設置作業が伴う場合は別途費用を提示します。)
解約金	第7条(利用期間)で規定する最低利用期間内に解約があった場合は、最低利用期間に満たない月数に月額利用料を乗じた額を一括で支払っていただきます。 ■算出方法 「料金表に定める月額費用×対象期間(※)」
紙請求書発行手数料	請求書を当社が書面にて発行する場合は、1回ごとに手数料 300 円(本体価格)がかかります。

※対象期間はサービス提供を停止した月（以下、「サービス停止月」という。）の翌月より数え、サービス開始月の翌月から起算した最低利用期間終了月までの月数とする。

(注)解約金は1の AP 等ごとにお支払いただくものです。
(注)解約金は消費税相当額の課税対象です。

第 16 条 3 項に定める違約金は以下とする。
違約金： 5,000 円/AP

（附則）

本規約（OT オフィス・Wi-Fi サービス利用規約）は2023年6月9日より実施するものとします。

（附則）

本サービスに関する紙請求書発行手数料は2025年10月1日より実施するものとします。